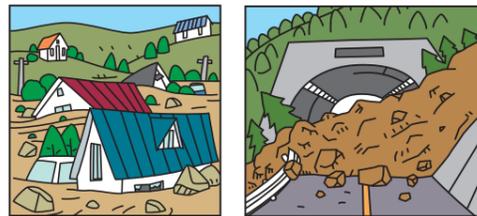


# 福島市土砂災害ハザードマップ



作成/福島市役所建設部河川課 TEL525-3756

## 1 土砂災害警戒区域や避難場所等の確認と非常用持出品の準備をしておきましょう。



### 土砂災害警戒区域

黄色で囲まれた範囲は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

### 土砂災害特別警戒区域

赤色で囲まれた範囲は、「建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。



土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには避難が必要となる可能性がありますので、注意してください。

## 2 雨が強くなってきたら、気象情報を収集しましょう！

◎テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を確認しましょう。

### インターネット情報



気象庁(福島地方気象台) — <http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>  
 国土交通省(福島河川国道事務所) — <http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>  
 福島県 — <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>  
 福島市 — <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

### テレビによる情報収集

Dボタンを押して、気象警報や開設している避難所などを確認することができます。



NHKのデータ放送が詳細で、見やすい情報と思われまます。

その他、フェイスブック、ツイッターなど、様々なメディアを利用し、情報を配信しております。

### 福島市の登録制メール

メールで避難情報や開設している避難所などをお知らせします。

市の防災ウェブサイトから事前に登録してください。

迷惑メール対策を取られている場合は、[diss-mlmg@bousai.city-fukushima.jp](mailto:diss-mlmg@bousai.city-fukushima.jp)のアドレスを指定して受信可能な状態にしてください。



市で協定を締結したスマートフォンの防災アプリ「全国避難所ガイド」も併せてご利用ください。

## 3 前兆現象を見つけたら、安全な場所に自主避難しましょう。安全を確保できたら、市役所(または消防署)などに通報しましょう。

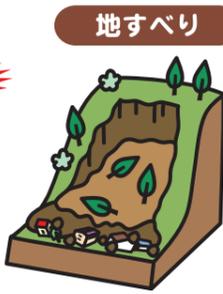
### 土砂災害の主な種類

土砂災害は、大きくわけて、がけ崩れ・地すべり・土石流の3種類があります。



#### 前兆現象

- 斜面にはらみ、亀裂ができた。
- 小石が斜面から落ちてきた。
- がけから水が吹き出てきた。



#### 前兆現象

- 地鳴りがする。
- 沢水や井戸水に濁りがある。
- 家や擁壁に亀裂が入る。



#### 前兆現象

- 山鳴りがする。
- 川の水が急に少なくなった、濁った。
- 異様な臭いがする。

## 4 避難指示などの発令があったら、直ちに避難しましょう！



避難所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な建物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難するなど、生命を守る最低限の行動をしてください。



### 臨時災害ラジオ放送

万が一災害が発生した場合、市では、FMポコ(76.2MHz)を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなど、災害に関する緊急情報をお知らせします。

警戒レベル	避難情報等	
5	災害発生又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	災害のおそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	災害のおそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>
2	危険状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後危険状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

## 5 避難のときは、こんなことに気をつけましょう！



- 避難所へ避難する場合は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域(浸水するおそれがある区域)を避けた避難経路を選択しましょう。
- 溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。
- 携行品は限られたものだけ(非常用持出品)にしましょう。
- 服装は軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用品を携行しましょう。
- お年寄りや障がいのある方などの避難を手助けしましょう。また地域の皆さんにも声をかけて一緒に避難しましょう。
- 火気の始末をし、火災が発生しないようにしましょう。
- 戸締まりをしましょう。



### 災害時の連絡と安否確認

#### 災害用伝言ダイヤル171

「災害用伝言ダイヤル171」は、被災地の方の安否情報を音声により伝達するものです。震度6弱以上の地震や津波、河川のはん濫などが発生した場合などに利用可能となります。一般電話はもちろん、公衆電話や携帯電話で利用できます。

使い方は簡単、「171」をダイヤルし、音声案内に従って録音や再生ができます。



#### 災害用伝言板の使い方

あなたの携帯電話で、日本全国からご利用・ご確認いただけます。

- ① 携帯電話からインターネットへアクセスして下さい。
- ② トップ画面に表示される「災害用伝言板」を選択して下さい。
- ③ 伝言の登録の場合は「登録」を、確認の場合は「確認」をそれぞれ選択して下さい。

※携帯電話の種類によって表示画面は異なりますが、操作手順は同じです。

緊急連絡先 福島市役所(災害時の対策本部) **535-1111** 福島市消防本部 **534-0119**  
 (市外局番024) 福島県北建設事務所河川砂防課 **521-2566** 福島市役所各支所

大雨の時など避難の際に必要なとなりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。